告示

○内閣府告示第五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日内閣府告示第二百三十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年十一月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　桑名信用金庫

二　住所　三重県桑名市大央町二十番地

○内閣府告示第六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日内閣府告示第二百三十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年十一月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社八十二銀行

二　住所　長野県長野市大字中御所字岡田百七十八番地八

○内閣府告示第七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日内閣府告示第二百三十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年十一月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社中国銀行

二　住所　岡山県岡山市北区丸の内一丁目十五番二十号

○内閣府告示第八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年十一月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大垣共立銀行

二　住所　岐阜県大垣市郭町三丁目九十八番地

○内閣府告示第九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日内閣府告示第二百三十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年十一月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社南都銀行

二　住所　奈良県奈良市橋本町十六番地

○法務省告示第六十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年二月二日

法務大臣　上川　陽子

大阪法務局所属　公証人　山下　寛

○法務省告示第七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社キリウ	栃木県足利市小俣南町二番地

鋳造	

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社井上鉄工所	埼玉県上尾市平方領領家六百六十二番地一
有限会社仁科塗装	岡山県倉敷市松江一丁目一番三号
備南開発株式会社	岡山県玉野市明神町十三番二十七号

機械加工	
塗装	
溶接	

○法務省告示第七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ファッション工房	千葉県八千代市勝田台南一丁目十七番七号

婦人子供服製造	

○法務省告示第七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

丸正誠伸興業株式会社	北海道札幌市北区西茨戸五番十六号
株式会社山圧鋼業	神奈川県横浜市緑区北八朔町二千三十八番地一
株式会社スチール・ワン	神奈川県横浜市都筑区折本町三百六十三番地一
株式会社加藤鉄筋工業	静岡県沼津市北今沢二十六番地の六
株式会社ナガセ	愛媛県松山市会津町二番二十一号

鉄筋施工	
鉄筋施工	
鉄筋施工	
鉄筋施工	
鉄筋施工	

○法務省告示第七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社日本産業	栃木県下野市柴二百六十二番地二十一

型枠施工	

○外務省告示第三十一号

平成二十七年一月十六日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十七年二月二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、官民連携インフラ・ファイナンス促進計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド・インフラ金融公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。